

平成31年度観音寺市放課後児童クラブ利用申請のご案内

1. 放課後児童クラブとは

放課後、保護者が仕事や病気などのために、昼間家にいない児童に適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図る事業です。(宿題を行う習慣付けはしますが、塾のような学習指導はおこないません。)

2. 対象となる児童

観音寺市立小学校に就学する児童です。なお、集団生活が困難と思われる児童については、事前に子育て支援課にご相談ください。

3. 申請ができる方

- ①保護者及び同居の親族、学校区内の親族が家事以外の仕事に従事している。
- ②保護者が病気、負傷、心身に障がいがあり、児童の保育が困難である。
- ③母親の出産・・・出産予定日もしくは出産日の前後3ヶ月のみの利用となる。
- ④近親者に難病・長期入院・心身に障がいがある方がいるため、常にその看護をしている。
- ⑤保護者等が児童の送り迎えができること。



4. 利用期間 2019年4月1日から2020年3月31日

※平成31年度の申請です。長期休業(春・夏・冬休み)のみ利用を希望する方も申請をしてください。

【注意】年度途中での申請は、ご希望に添うことが難しくなります。ご了承ください。

5. 開設時間及び休業日

- ①開設時間 学校授業日: 放課後から午後6時まで
学校休業日: 午前8時から午後6時まで } 学校給食がない日は、弁当持参
(午前8時の預かりが困難な場合、受け入れ開始時間を午前7時30分からとします。)

※土曜日については、同居の大人の方(学校区内の祖父母等含む)全員が勤務等で不在となる場合のみ。

開設場所は申し込み人数等により決定し、全教室の児童と一緒に過ごす場合もあります。

放課後児童クラブは留守家庭児童を対象とした事業です。保護者が休日等で在宅のときは、ご家庭でお子さまとの時間を大切にお過ごしください。

- ②休業日 日曜日、祝日、8月13日から8月16日、12月29日から翌年1月4日
教育委員会が指定する日(台風や感染症により学校が休校となった日等)

6. 申請受付について

配布期間	平成30年12月18日(火)～ ※土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く	
受付期間	平成31年1月8日(火)～1月22日(火) ※土・日曜日、祝日は除く	
場所・時間	子育て支援課(市役所1階)	午前8時30分～午後5時15分
	放課後児童クラブ各教室	午後2時～午後6時

7. 申請書類について(申請書一式は、子育て支援課、各教室、ホームページにもあります)

申請時に必要な書類(すべてそろえて提出)		内 容
1	児童1名につき1枚提出 放課後児童クラブ利用承認申請書	児童・同居家族全員について、詳しく記入してください。
2	児童1名につき1枚提出 ※兄弟姉妹で申請する場合は、 <u>児童1名分は原本、他の児童はコピー可</u> 就労(予定)証明書・・・勤め先にて証明をもらってください。 申立書・・・医師の診断書等(定期的に通院している場合、確認できる書類を添付してください。)	同居家族・学校区内別居の祖父母が放課後、留守であることが証明できるものを提出してください。 ※自営・農林漁業等の方は、就労証明書に仕事の内容・就労時間・勤務場所等を詳しく記入してください。
3	児童1名につき1枚提出 放課後児童クラブ調査票	書類審査と児童が教室で生活する上で必要なものです。できるだけ詳しく記入してください。
4	児童1名につき1枚提出 放課後児童クラブ利用確認票	確認事項を読んで必ずチェックしてください。

※印鑑をご持参ください。

裏面に続く

8. 申請時の注意事項



- ①必要書類をすべてそろえて提出してください。(不備の場合、受付できません。)
- ②平成30年度に引き続き平成31年度も希望される方も、申請が必要です。
- ③夏休み等、長期休暇のみ利用の方、産休・育休中で年度中に職場復帰予定の方も受付期間(平成31年1月8日～22日)に申し込んでください。年度途中での申請は、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。
- ④利用希望児童数が多く、対象児童の要件を満たす方全員の利用を承諾できない場合は、学年が低い児童を優先し、保護者の就労状況等により決定しますので、ご了承ください。
- ⑤過年度の放課後児童クラブ保育料に兄弟姉妹の利用分も含めて滞納がある場合は、利用承認できません。
- ⑥申請後、申請内容に変更があった場合は、変更届が必要です。子育て支援課まで必ず連絡をお願いします。
- ⑦放課後児童クラブの運営にご協力・ご理解いただけない場合、利用承認を取り消すことがあります。(児童の安全のため、「きまりごと」は多々あります。利用のしおりや掲示等で随時お知らせいたしますので、ご確認ください。)

9. 利用承認の通知

放課後児童クラブ利用承認通知書は3月上旬頃に送付します。

なお、承認通知書送付後に、家庭保育が可能であると認められる場合や虚偽による申請が発覚した場合は、利用承認を取り消すことがあります。

10. 傷害保険

放課後児童クラブは、学校の管理下を離れますので学校で加入している保険の適用は受けられません。

指定する傷害保険(スポーツ安全保険年額 800 円)に必ず加入してください。



11. 実施場所

教室名	開設場所	
観音寺第1なかよし教室	観音寺町甲2558番地1	観音寺小学校内
観音寺第2なかよし教室	観音寺町甲2580番地9	三豊・観音寺市医師会跡
高室なかよし教室	高屋町1895番地	旧高室幼稚園
常磐なかよし教室	植田町362番地1	常磐幼稚園跡
柞田なかよし教室	柞田町乙1000番地1	柞田小学校内
豊田なかよし教室	新田町1413番地	豊田小学校内
粟井なかよし教室	粟井町1452番地	粟井小学校内
一ノ谷なかよし教室	古川町102番地1	一ノ谷小学校内
大野原こどもセンター教室	大野原町大野原1370番地2	大野原こどもセンター内
豊浜にし教室	豊浜町和田浜1000番地	豊浜小学校内

※観音寺第1なかよし教室、観音寺第2なかよし教室は受入の人数・学年等によりクラス分けをさせていただきます。個々のご希望に添いかねますので、あらかじめご了承ください。

12. 保育料等

利用月等	保育料(児童1人分)
4～7月・9～3月	5,000円/月
8月	10,000円/月
土曜日	500円/日

- ・口座振替の手続きをよろしくお願いします。
- ・「中止届」「変更届」の提出がない場合、利用がなくても保育料が発生します。
- ・長期休業期間のみ利用・授業のある日のみ利用の場合の4・7・12・1・3月の保育料は別設定です。

※その他、放課後児童クラブ運営費(おやつ代・イベント代・消もう品代として)月額1,000円必要です。

※生活保護世帯や市民税非課税世帯、ひとり親家庭等で所得が一定の基準額以下の世帯は、保育料の減免制度があります。詳しくは、子育て支援課にお問い合わせください。

13. 問い合わせ先

子育て支援課 放課後児童クラブ担当 ☎ 0875-23-3962